

一般社団法人日本歯科心身医学会理事選挙規則

平成 28 年 7 月 23 日 制 定

(目的)

1. 本規則は、一般社団法人日本歯科心身医学会定款第 23 条ならびに定款施行細則第 5 条に基づき、役員選挙について定めるものである。

(理事の定数)

2. 定款 22 条に定める理事のうち、20 名は社員（代議員）の選挙により、若干名は、理事長の推薦によって選出する。

(投票および連記の数)

3. 理事選挙の投票は、18 名連記・無記名・郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、定められた締め切り日までに事務局に到着したものをもって有効とする。

(当選の決定)

4. 理事当選の決定は得票順とする。同得票者の生じたときは抽選により決定する。何らかの事由により欠員の生じた場合、次点者をもって有効とする。

(理事長の選出)

5. 理事長は投票で選出された理事の互選とする。

(その他の事項)

6. ここに定めた以外の問題が生じた場合、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定する。

附則 本細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。